

点呼実施要領

下記を対面にて確認、伝達することとする。

- 運転者の表情、運転者との会話にて特別な疲労がないこと
- 運転者の表情、運転者との会話にて当日及び前日アルコールを摂取していないこと。
もし前日飲酒している場合は、アルコールが完全に残っていないこと
- 日常点検を日常点検基準すべてについて実施し、すべて問題ないこと。また、点検実施を整備管理者において確認していること。
- 本日のルートの道路状況（事故、交通規制等）の確認がされていること
- 当日の荷運びについての必要連絡事項を伝達していること
- 運転を交替する場合は引継ぎに必要な連絡事項を漏れなく伝達していること
- その他連絡事項

原則は運行管理者にて点呼を行う。

補助者にて点呼を行うことができるのは1月のうち2/3までとする。